

前回（第3回）会議のヒアリング概要及び委員からの意見

1. 議事：

- (1) 大学、小学校及び教育委員会からのヒアリング
- (2) その他

2. 概要：

(1) 国立大学法人群馬大学

【報告】

- 宇都宮大学と群馬大学において2020年に共同教育学部をスタートし、特別支援教育専攻の学生に対し、5障害領域において特別支援学校教諭免許状の取得を可能としている。群馬大学にいながら、遠隔教育システムにより宇都宮大学の授業（卒業単位の20%の単位）を履修することとしている。
- 特別支援教育専攻の学生以外は、「教育の基礎的理解に関する科目」において特別支援教育に関わる科目を1単位以上学ぶこととしており、共同教育学部の中では、遠隔メディアシステムを通じて、結果として2単位分の授業を受講する（宇都宮大学：個別の指導計画、個別の教育支援計画、自立活動。群馬大学：発達障害の子供たちの理解と支援等）。
- 教育実習については、群馬大学では、1年次から現場に出かけるなど、早くから特別支援教育に係る実践的指導力を身につけさせるための仕組みを構築している（平成18年～）。
- 手話の習得及び手話通訳の技術習得にも力を入れており、学生のみならず、遠隔教育システムによる公開講座の提供により、現職教員に向けた研修や免許法認定通信教育等にも力を入れていきたい。

【質疑応答】

- 特別支援教育専攻以外の学生の特別支援学校教諭免許状に対する動向は。
→ 他専攻の学生については、特別支援学校教諭免許状の取得も可能としているが、年間取得単位の制限（＝キャップ制）により、上限を2領域に設定している。また、群馬大学では、他専攻の学生が特別支援学校教諭免許状を取るのは各学年若干名となっている。
- キャップ制が、特別支援学校教諭免許状の裾野を広げることのブレーキになっている面もあるのではないか。
- 視覚障害、聴覚障害の専門の教員が確保できないため、課程認定を受ける大学が少ないのではないか。また、知・肢・病で教員の枠を使っている大学も多いのではないか。そうした現行体制の中で、5領域に持つて行くのは難しいのではないか。共同教育学部は、あ

る意味恵まれた状況の中で設置できたという経緯もあるのではないか。

→ 元々視覚障害担当が在籍していたなどの好条件もあるが、「5領域を出したい」旨を役員会に諮るなどの計画・ビジョンがあって実現したもの。大学における教員養成のビジョンに5領域化を入れ込むことが重要。各都道府県の国立大学は、何らかの方法で5領域を用意することが、国立大学の使命だというぐらいの思いで交渉に当たっていくということが必要なのではないか。文部科学省からも、5領域を用意することを推奨する一文があれば、現場サイドからも大学に対して人の要求などがしやすくなるのではないか。

(2) 北海道札幌市立新陵小学校

【報告】

- 以前、自身が教務の担任外になった際に特別支援教育コーディネーターを担当したときの経験から、学校の全教職員が特別支援教育に携わるための体制が重要と考えている。「支援」とは、児童生徒だけではなくて、その保護者にも担任にも支援を行うものと捉えている。そのことは教職員にも伝えており、学校全体がチームで動くことが必要である。実際、学校経営方針に特別支援教育を位置付けている学校は非常に多い。
- 通常の学級と特別支援学級担任の交換授業により、①通常の学級の子供たちと担任が特別支援教育や特別支援学級についての理解を深めることができること、②通常の学級担任が個別の対応の大切さを実感できること、③特別支援学級の子供たちがより充実した授業を受けることができること、④特別支援学級担任が特別支援教育の専門性を生かし、特別支援教育や特別支援学級における授業の工夫について広めることができること等、双方の専門性向上や教育の質の向上に寄与している。
- 校内研究・研修体制として、校内研究の3部会のほか、特別支援学級部会（特別支援学級担任のほか、通常学級の教師が参加）ではチームとして取り組むことにより、特別支援学級の授業づくりの負担が大幅に減っている。また、特別支援学級研究授業を通じて、全ての教師による個別の指導計画に対する理解が進んでいる。
- 特別支援学級担任は、交流学級先の学年打合せ等にも参加する。特別支援学級児童も含めた学年経営を意識することができる。このことは、通常の学級で困難さを抱えている子供たちにとっても非常に効果がある。
- 札幌市で特別支援学校小学部又は中学部の採用者名簿搭載者の中から、小学校又は特別支援学級担任として採用されており、その特別支援学校免許保有率は100%である。他方、管理職で特別支援学級を担任したことがない割合が多いため、リーダーシップが発揮しづらく、特別支援学級担任に任せきりになるという課題もある。校長が特別支援教育に対する正しい理解をすることが必要である。

【意見交換】

- 特別支援学校小学部や中学部で受験し、1年目から特別支援学級担任として採用されるということだが、学校全体や小学校全体の仕組みを知らないまま特別支援学級担任をするというのはかなり難しいのではないかと。大学新卒で特別支援学級担任になった場合、その先生方を支える仕組みはあるか。
- 札幌市では、初任者研修という形で、1週間に1日あるいは2週間に1日、当該教諭の指導のために教育委員会等から講師が派遣される。また、初任者に対する校内研修の時間数に関する規定があり、特別支援教育や各校全体のことについて、1年間かけて校内外で研修を受ける体制が整っている。
- 特別支援学級担任の在り方については、様々な課題があると認識しているが、採用時に

特別支援学級担任として配置されて以降の、勤続年数等のキャリアパスはどのような形か。

→ 札幌市においては、基本的に採用されて以降、退職まで特別支援学級担任を務める。北海道においては、校長の考えによって異なる。例えば、校長が、力量のある先生を特別支援学級の担任として配置する方針であれば、その学校にいる間は特別支援学級の担任を務めることとなるが、校内事情でそれが難しければ、短い期間を務めることもある。また、校長によっては、なるべく多くの教師に特別支援教育に携わってもらうために、1～2年ごとに担任を変える場合もある。

○ 小学校高学年が教科担任制となった際に、特別支援学級担任と通常の学級の担任による交換授業も行いやすくなると考える。一方で、校内の「学びの支援委員会」で、リアルタイムで情報共有を行うという話があったが、一人一人の子供を1日通して見る視点も必要ではないか。

→ 「学びの支援委員会」に限らず、必ず特別支援教育コーディネーターや教頭が中心となって、頻繁に情報共有を行っているところ。

○ 通常の学級における授業のユニバーサルデザイン化の進捗状況はどうか。

→ 特別支援学級の研究事業の例のように、非常に進んできていると感じる。

○ 小学校に比べ、教師が教科等を担任する中学校においては、通常の学級の担任が特別支援学級を教える機会は多くなると考えるが、そのような事例はあるか。

→ 近隣の中学校が検討中と聞いている。小学校と中学校間の授業交流も含めて、そのような事例は増えていくのではないか。

(3) 東京都教育委員会

【報告】

○ 免許法の認定講習、認定通信教育の受講費用の補助等に加え、特別支援教育に関わる教師の専門性向上に資するべく、令和4年度からは、下記についても実施予定である。

- ・ 知的障害特別支援学級の担当教員のうち、当該領域の特別支援学校教諭免許状を持っていない方を対象に、免許取得の前段階として、免許法認定通信教育の知的障害に関する科目を受講して単位を修得した場合、単位取得にかかった費用を補助。

- ・ 通級による指導の担当教員のうち、特別支援学校教諭免許状を持っていない者を対象に、免許法認定通信教育の発達障害に関する科目を受講して単位を修得した場合、受講費用を補助。

- ・ 通常の学級の教員に対する発達障害に対する理解促進として、都内公立学校の全教員が、これらの基礎的な知識等を習得し、理解することができるよう、認定通信教育の発達障害に関する科目を受講して単位を修得した場合、受講費用を補助。

○ 小・中・高校と特別支援学校との間で3年間の異校種期限付異動を実施している。小・中学校の特別支援学級担当教員と、特別支援学校教員を1年間の期限付で相互に派遣す

る短期人事交流をモデル実施も実施予定である。

- 今後、教員の公募、異校種への移動、人事交流先から戻った後の成果還元という異校種期限付異動の一連の流れをより計画的に進めるため、管理職及び教員向けに育成ガイドラインを策定予定である。
- 指導経験豊かな教員が人事異動により転出し、新規採用者など指導経験の少ない教員の割合が大きくなる傾向があるため、特別支援学級中核教員を認定し、特別支援学級での勤務経験や特別支援教育に関する専門性を有し、熱意のある教員を中核に据えることで安定した人材育成を図り、特別支援学級の組織体制を強化する。

【意見交換】

- 特別支援学校教諭免許状の取得に係る補助制度を導入した効果はどうか。
 - 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止のため、免許法認定講習については、集合して開催することが難しい中で、免許法認定通信教育の有効性を認識し、利用する方が増えてきている印象がある。また、特別支援学級（都の場合は通級による指導を含む）について、必ずしも特別支援学校教諭免許状の取得に至らなくてもよい（＝単位の修得だけでも可）、という意図も都の新規事業では含んでいる。これにより、現時点で必要な知識に厳選とその水準の確保ができるとともに、将来の免許取得にいたる動機付けにもなることを期待している。
- 特別支援教育士や臨床発達心理士等の資格に対する補助に関する要望もあるが、どう考えるか。
 - 他の資格等を否定するわけではないが、まずは、分かりやすい政策目標として、特別支援学校教諭免許状保有率の向上を政策目標として掲げていく。
- 人事交流について、3か年の交流は希望制か。また、希望の有無の状況はどうか。
 - 人事交流は希望制だが、面接等があるため、必ずしも希望に沿った形で期限付の交流ができるということではない。全体の中で、人事交流ができていない地区もあるため、今後、教員の希望がない地域において、どう進めていくか考える必要がある。また、来年度から始まる、センター的機能を有する特別支援学校と小中学校等の間における短期の人事交流についても、希望のみでは人選ができない可能性があるため、制度を検討中である。

(4) 長崎県教育委員会

【報告】

○ 特別支援教育に特化した指導教諭の配置

- ・特別支援教育に関する高い指導力等を備えている者を、特別支援教育に特化した指導教諭に任用している。所属校において、授業を受け持ちながら、特別支援教育コーディネーターを務めるとともに、所属する学校のみではなく、近隣学校の教員に対して特別支援教育に関する指導、助言を行うことが可能となっている（5名の配置からスタートし、現在21市町のうち11名の配置）。
- ・指導教諭の中から教頭等の管理職へ昇任させている。指導教諭の経験の中で、学校の特別支援教育に関する課題に向き合わせることで、また、通常の学級における支援を必要とする児童生徒へのユニバーサルデザインの視点による指導、支援の在り方を模索させることで、それらのことをキャリアパスとさせるべく制度設計を実施した。
- ・学級担任を持たせず、授業時数も軽減することによって配置が可能となっている。今後、国からの指導教諭のための加配の支援をいただきたい。

○ 管理職員の特別支援教育コーディネーター兼務

- ・管理職員が特別支援教育コーディネーターを兼ねているのは、小学校で29校、中学校で5校（34名の内訳：小学校副校長2人、小・中学校教頭が32名）。メリットは、①市町、教育委員会をはじめ、関係機関との連携、調整が円滑に行えるようになったこと、②特別支援教育関係の保護者対応時に特別支援教育コーディネーターである教頭が対応することにより、保護者からの信頼度が高まったこと、③校内特別支援教育体制について、他の教職員からの信頼度が高まってきたこと、④教頭を含んだ特別支援教育コーディネーターのチームによる縦の連携や、方針の共有や支援の必要な児童生徒の保護者との対応も円滑になったこと、⑤経験値が蓄積され、やがて校長となった際に、多様な教育的ニーズのある子供がいることを前提とした学校経営につながっていること、が挙げられる。
- ・他方、教頭業務は多忙なため、特別支援教育コーディネーター関係の業務の優先度が下がる場合もある。学校における働き方改革と絡めた、国の抜本的改革も必要と思われる。

○ 長崎大学大学院との連携

- ・長崎大学の教職大学院との連携により、希望する教職員を1年～2年間派遣し、研修させている。教職大学院には幾つかのコースが設定されている。「管理職養成コース」の中では、特別支援教育の理解を深めるように設計されているとともに、「子ども理解特別支援教育実践コース」では、修了生のうち、校長職、教頭職、主幹教諭に昇任された教師もおり、それぞれの立場において、学んだ知見を学校経営に生かしている（過去3年間で20名の修了生）。

【意見交換】

- 特別支援学級等の担当者の専門性の向上に際し、特別支援学校教諭免許状の取得による専門性向上が大前提だが、人事上の制限など困難な側面もあるため、学校のみに着目するのではなく地域全体で体制をつくるという上で、「指導教諭」は有効ではないかと考える。「指導教諭」について、具体的にどのような基準で選考されるのか。また、専門性が高い故に業務負担もあると思うが、担当する先生のインセンティブ付与について、どのように考えているか。
- 選考の基準は、市町で活躍をしている特別支援教育の専門性が高い者、文部科学省等が主催する国の研修を受けた者、長崎県独自の研修を受けた者の中で、経験値の豊富な力量、知識を有する者を本人の意思を基に、市町の教育委員会から推薦をし、論文歴等の基準を満たした者としている。業務負担については、学級担任はさせないなど、一定の軽減をしながら各市町の特別支援教育のリーダーとして活躍できるよう、裾野を広げている。
- 平成24年「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」で示された、スクールクラスターの概念に近いと認識した。特別支援学校のセンター的機能に加え、地域の小・中学校のいずれかが、地域のセンター的機能を発揮するという事は非常に有効である。長崎県では県内のスクールクラスターの構築について何か取り組まれているか。
- スクールクラスターとして特別な仕組みや運用はないが、市町で任用した指導教諭が、市内の小学校、特別支援学級の担当者、様々な者からの依頼があったときに、そこに向向いて相談を受けたり、研修講師をしたりする等の取組をしているなど、結果的にスクールクラスターの構想に寄与している可能性はある。
- 教頭の特別支援教育コーディネーターの兼務について、業務負担が多いのではないかと。また、特別支援教育コーディネーターを務める指導教諭と、教頭業務との整合性はどうか。
- 教頭が特別支援教育コーディネーターを務めることについては、ある市では、教頭が特別支援教育コーディネーターを務めることを求め、城内小学校の25%を占めるところもある。力量のある特別支援コーディネーターと教頭が、様々なケースの窓口になることで、その力量をお互いにシェアして高め、教頭の特別支援教育に対する造詣を深めるという意図がある。また、指導教諭が特別支援教育コーディネーターを務めるのは、その市町の考え方もあるが、「指導教諭」として活躍するというのは、その裾野を広げていきたいというねらいがある。
- 学部の教員養成に関して、教育実習以外に、大学と教育現場との連携事例はあるか。
- 学生が附属の小中学校や、特別支援学校等に出向いて、ボランティア活動を通じて力量を高めているという情報を得ている。